



アクサ生命、「就業不能」にフォーカスした逡減定期保険特約
『大切な人 保障スペシャル』を4月2日より販売開始

～低廉な保険料で、個人のライフサイクルに合わせた包括的な保障をご提供～

アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表執行役社長兼 CEO:ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ)は、2013年4月2日より「就業不能」にフォーカスした『大切な人 保障スペシャル』(正式名称:生活障害保障型逡減定期保険特約)を販売開始します。

この商品は、本年2月に販売開始した『アクサの「企業経営」サポートシリーズ 就業不能保障プラン』^{※1}と同様の保障内容を、解約払いもどし金のない逡減定期保険タイプの特約としてご提供するものです。低廉な保険料^{※2}で、個人のライフサイクルに合わせた包括的な保障をご提供して、「就業不能状態」に対する備えを経済的にサポートします。

わが国には病気やケガなどで長期にわたり「就業不能状態」となっている患者が14万人^{※3}います。世帯主が「就業不能となった場合」、生活に必要な資金(月額)は約30万円^{※4}ですが、障害年金等による給付額は、生活に必要な資金を満たしていないため^{※5}、自助努力で「就業不能状態」に備えることの重要性は高まっています。

このような背景から、アクサ生命は、死亡・高度障害に加えて、「就業不能」の要因として不安意識が高い、『要介護状態』、『身体障害状態』、『脳卒中および急性心筋梗塞』^{※6}を保障する、逡減定期保険タイプの特約を開発しました。さらに、年金払特約により、年金、もしくは一時金との併用といった保険金の受取り方が選択でき、多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えできる商品となっています。

また、法人のお客さまの場合、経営者の「就業不能リスク」に備える、経営安定化のための資金にもご活用いただけます^{※7}。

アクサ生命は、お客さまのニーズの変化に対応するために保険を「再定義」し、最先端のサービス、革新的かつお客さまにとって最適な商品をご提供してまいります。そして、お客さまの信頼を獲得し、選ばれる企業となることを目指してまいります。

保険料の例		
【口座振替月払保険料】 基準保険金額:100万円、特約保険期間:20年		
年齢	男性	女性
40歳	4,957円	3,017円
50歳	11,364円	6,391円
60歳	28,524円	15,250円

※1 『就業不能保障プラン』(正式名称:生活障害保障型定期保険)
 ※2 解約払いもどし金をなくし、逡減型とすることで低廉な保険料を実現。
 ※3 厚生労働省「平成23年度患者調査」20歳～64歳の6ヶ月以上推計入院患者数(不詳を除く)
 ※4 生命保険文化センター「平成24年度生命保険に関する全国実態調査」
 ※5 厚生労働省「平成23年度厚生年金保険・国民年金事業年報」
 ※6 当社調査(2012年1月実施)
 ※7 法人向けには、「就業不能保障プラス」を商品名として4月2日より発売開始
 ※ 本商品についての詳細は、パンフレット等をご確認ください

アクサ生命について

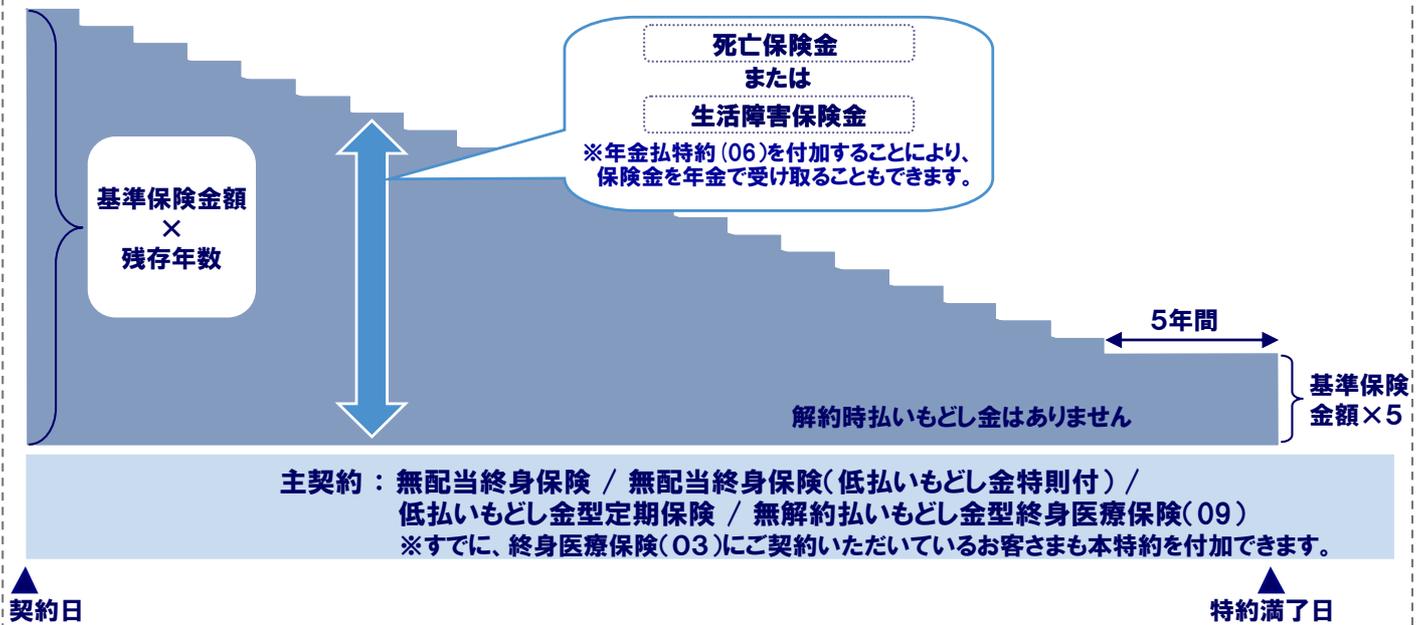
アクサ生命は AXA のメンバーカンパニーとして 1994 年に設立されました。AXA が世界で培ってきた知識と経験を活かし、200 万の個人、2,500 の企業・団体のお客さまに、死亡保障や医療・がん保障、年金、資産形成などの幅広い商品を、多様な販売チャネルを通じてお届けしています。2011 年度には、2,510 億円の保険金や年金、給付金をお支払いしています。

AXA グループについて

AXA は世界 57 개국で 16 万 3000 人の従業員を擁し、1 億 200 万人のお客さまにサービスを提供する、保険および資産運用分野の世界的なリーディングカンパニーです。国際会計基準に基づく 2012 年度通期の売上は 901 億ユーロ、アンダーライティング・アーニングス(基本利益)は 43 億ユーロ、2012 年 12 月 31 日時点における運用資産総額は 1 兆 1,160 億ユーロにのびます。AXA はユーロネクスト・パリのコンパートメント A に上場しており、AXA の米国預託株式は OTC QX プラットフォームで取引され、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス(DJSI)や FTSE4GOOD などの国際的な主要 SRI インデックスの構成銘柄として採用されています。また、国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)による「持続可能な保険原則」および「責任投資原則」に署名しています。詳細は www.axa.com をご参照ください。

「生活障害保障型逦減定期保険特約」のしくみ

【取扱保険年齢】 20歳～70歳



「生活障害保障型逦減定期保険特約」の保障内容

死亡	死亡保険金	生活障害保険金を受け取ることなく亡くなられたとき
高度障害	生活障害保 険金	①所定の高度障害状態に該当されたとき
介護		②所定の要介護状態に該当し、その状態が180日継続したと医師 によって診断確定されたとき
心筋梗塞		③所定の急性心筋梗塞により60日以上、所定の状態が継続した とき
脳卒中		④所定の脳卒中により60日以上、所定の状態が継続したとき
身体障害		⑤所定の不慮の事故により180日以内に所定の障害状態に該当さ れたとき

※死亡保険金または生活障害保険金は、いずれか1回お支払いし契約を終了します。
※年金払特約(06)を付加することにより、保険金を年金で受け取ることもできます。